



2017年9月12日（火）

グローバルな投資家からみた東京

年金積立金管理運用独立行政法人
Government Pension Investment Fund

理事 兼 CIO 水野弘道



PRIや国内外関係団体・機関との連携強化

社会的な課題解決が事業機会と投資機会を生む



- 原則1 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。
- 原則2 私たちは活動的な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針と(株式の)所有慣習にESG問題を組み入れます。
- 原則3 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。(原則4～6は省略)

【GPIFの取り組み】水野理事がアセットオーナー・アドバイザー・コミッティに選任(2016年1月)
水野理事がPRI協会理事に就任(2017年1月)

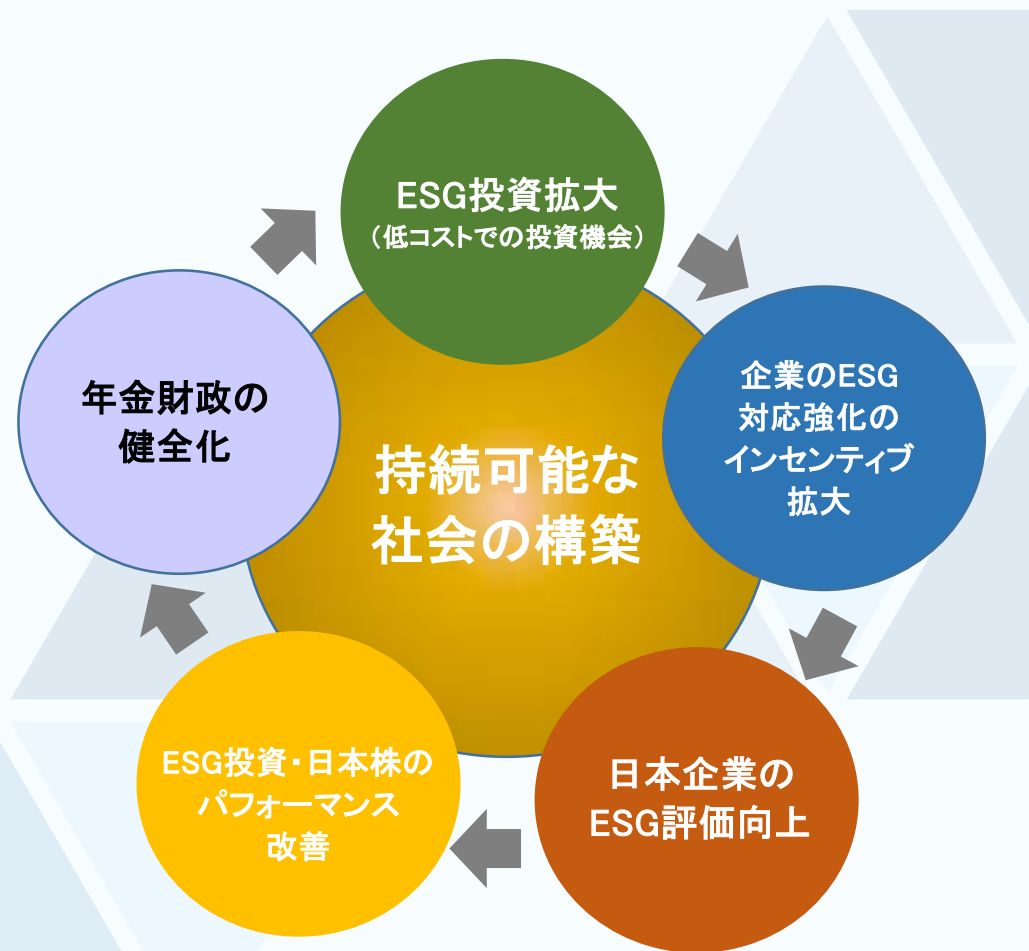
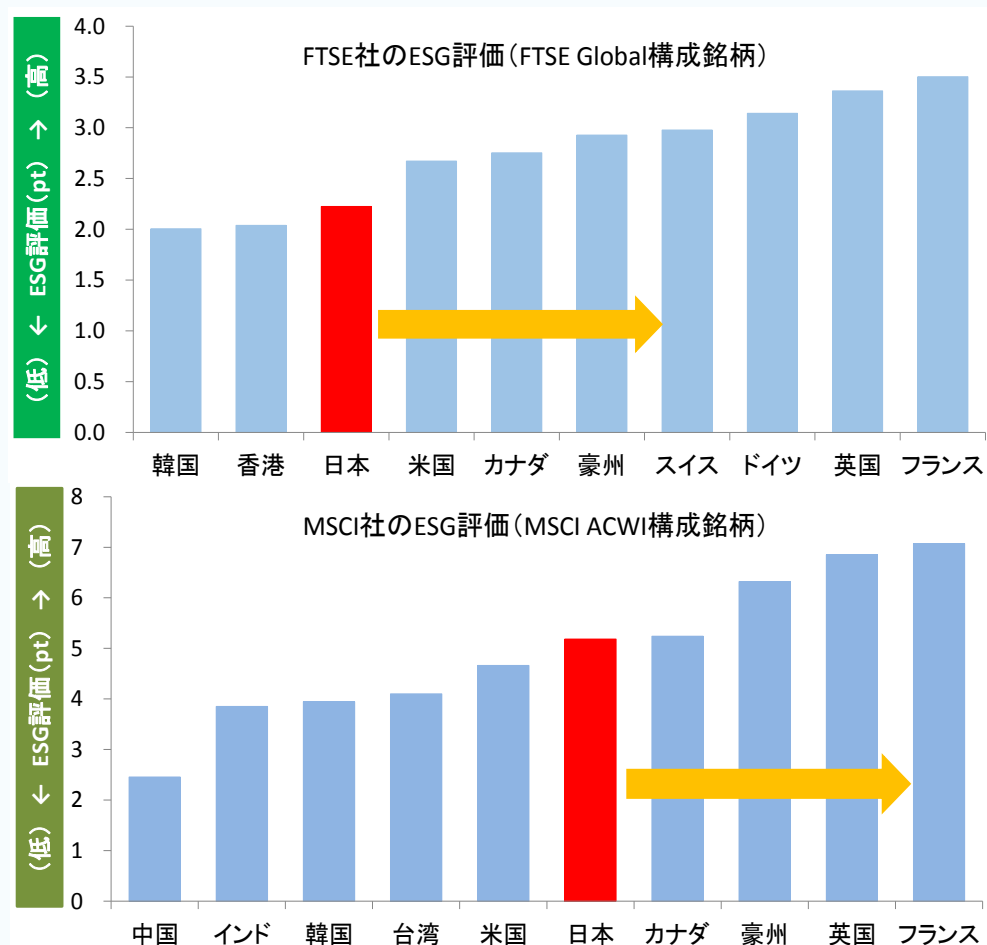


【GPIFの取り組み】政府のSDGs推進円卓会議に高橋理事長が参加(2016年9月)

ESG投資の拡大で期待される効果

■ 日本と海外とのESG評価の分布比較（銘柄数ベース）

■ ESG投資拡大がもたらす好循環



(注1) 分析は各指数の構成銘柄数上位10か国（地域）のESG評価（平均）のランキング

(注2) 構成銘柄、ESG評価は2017/6時点（出所）MSCI, FTSEよりGPIF作成

日本のPRI署名機関の存在はアジアのなかで突出している

■ PRI署名機関の数（2017年8月時点）

	アジア全体	うち日本	日本の署名機関 の占める割合
アセットオーナー	18	14	78%
運用機関	71	33	46%
その他	26	12	46%
合計	115	59	51%

出所：PRI

アジア全体の署名機関のうち**51%**が**日本**

GPIFの運用受託機関の内訳

(2017年4月1日現在)

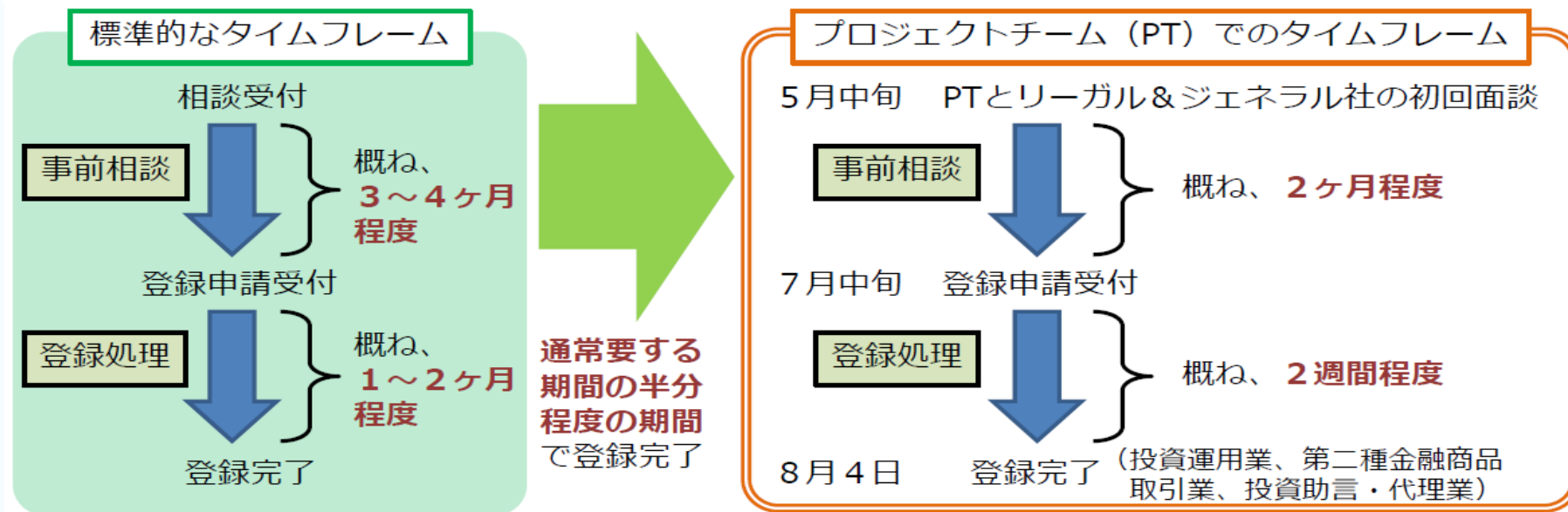
	社数	ファンド数
日系 (うち再委託先)	11	46 (12)
外資系 (うち再委託先)	24	39 (5)
合計 (うち再委託先)	35	85 (17)

() は日本で投資運用業の登録をしていないため再委託スキームを使うファンドの数

金融庁HPより（平成29年8月4日 発表資料）

「金融業の拠点開設サポートデスク」初の登録完了案件について

- 金融庁は、海外金融事業者誘致に向け、本年4月1日、海外金融事業者からの日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談窓口として、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設。
- 英国の資産運用業者Legal & General Groupより、当サポートデスクに、日本拠点開設と日本法人リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・ジャパン（以下、リーガル&ジェネラル社）の投資運用業、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の登録申請の可能性について相談を受け付けたところ、同社は、年金基金など日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれたため、日本に拠点を開設する蓋然性の高い案件であり、迅速な対応「ファストエントリー」を目指し、
⇒ 金融庁・関東財務局・同東京財務事務所・東京都庁によるプロジェクトチームで対応。
- プロジェクトチームからの継続的な情報提供とリーガル&ジェネラル社の対応により、通常、登録完了までに要する期間の半分程度の期間で、金融商品取引法に基づく業登録が完了。



出所：金融庁

G P I F のマネジャーエントリー制度に登録または情報提供している 海外運用機関の例

		日本進出 の可能性	状況
情報提供	A社	○	17年春に東京オフィス（駐在員事務所）開設。日本でのライセンス取得を検討中。
	B社	○	17年中に東京オフィス代表を採用予定。18年初にオフィス開設を目指す。
	C社	△	近年香港にアジア拠点を開設。東京進出は資産運用だけでなく幅広い金融ビジネスの可能性が出てくれば検討。
	D社	△	アジア戦略の活性化の一環として日本拠点開設の可能性に言及。
ゲートキーパーを通じて登録	E社	△	G P I F から受託があれば日本拠点開設の可能性に言及。
	F社	×	日本の信託銀行との提携関係が深く、単独進出は困難か。
	G社	×	かつていた東京駐在員を廃した経緯から、再進出は困難か。

出所：GPIF

資産管理の業務領域

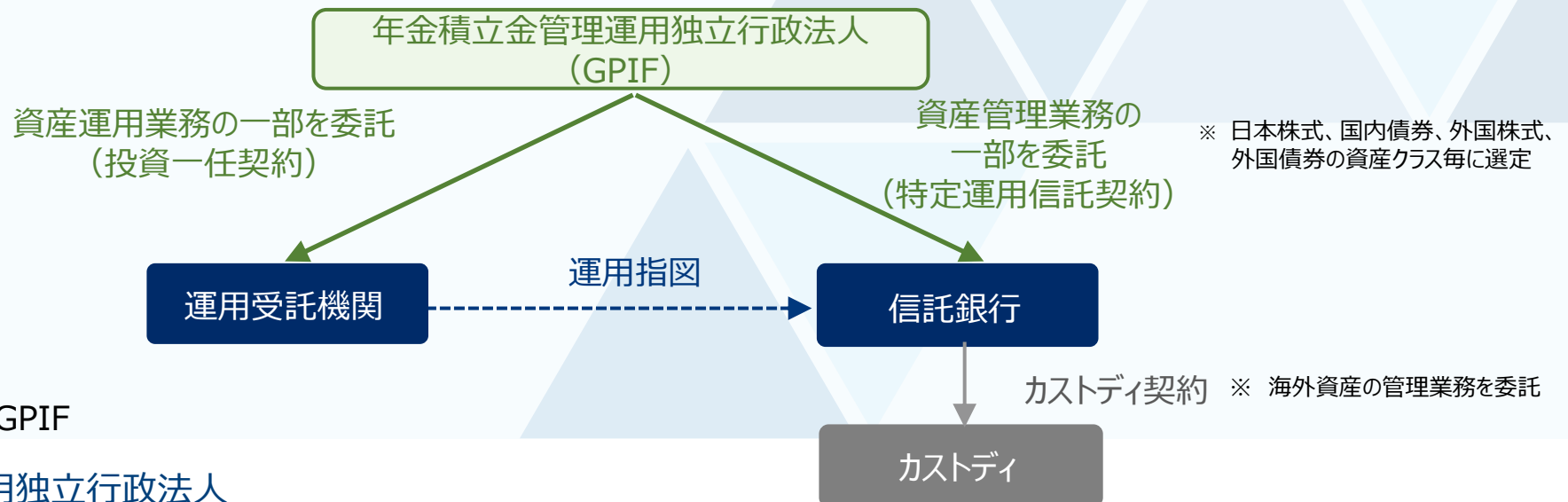
【資産運用】

- 基本ポートフォリオの策定
- 運用手法の選定
- 運用者の選定・評価
- 運用対象資産の選定
- 個別銘柄の選定、売買注文・指図
- 運用調査
- 運用リスク（マーケットリスク、信用リスクを含む）の計測・分析
- 議決権行使の判断および結果の集計確認
- スチュワードシップコードの遵守状況確認
- レンディング運用、余資運用
- トランジション・マネジメント

【資産管理】

- 資産管理機関の選定・評価
- カストディアンを選定・評価
- 資産の保管・決済
- 権利保全
- 資金決済（国内外の為替決済を含む）
- パフォーマンス計測
- 運用情報の管理
- 市場環境情報の管理
- 運用成果の公表、および問合せへの回答
- 法令・ガイドラインの遵守状況確認
- 情報システムの企画・構築・運用

資産管理の現状体勢



出所：GPIF

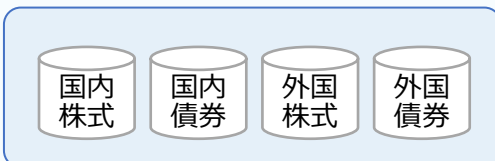
資産管理業務の委託形態に係る遷移

■ 1資産を複数の信託銀行に業務委託していたが、2008年に効率化の観点から1資産1信託銀行へ業務委託を行う形態に見直しを行った。

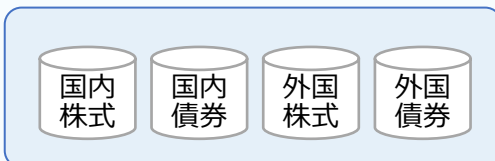
(旧) 1資産を複数の信託銀行に分散して委託

- 課題：✓ 資産ごとのデータ標準化のための作業負荷が大きい
✓ 業務委託に際し、資産配分・回収など法人側の管理業務が複雑

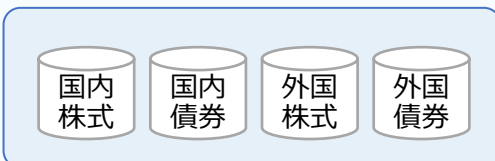
信託銀行A



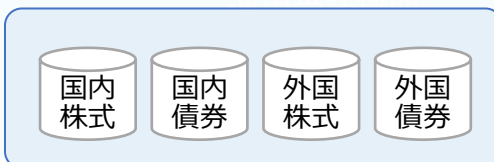
信託銀行B



信託銀行C

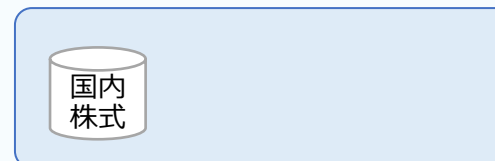


信託銀行D

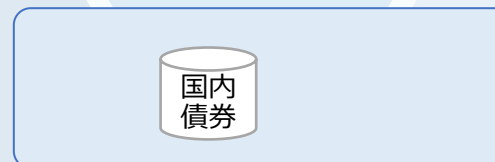


(現) 1資産を1信託銀行に集約して委託

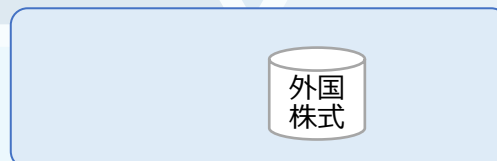
- 効用：✓ 法人側での銘柄名寄せ作業が不要になった
✓ 信託銀行をまたぐ資産の配分・回収作業の頻度が減少
✓ 信託銀行のデータ作成負荷が軽減



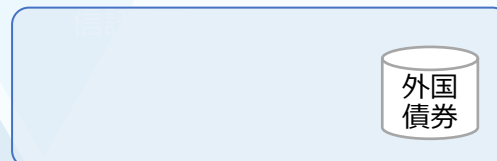
信託銀行B



信託銀行C



信託銀行D



資産管理
業務委託形態
の見直し
(2008年)